

(証券コード 7748)

2019年6月10日

株 主 各 位

埼玉県所沢市南永井1026番地の1

株 式 会 社 ホ ロ ン

代表取締役社長 張 皓

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県所沢市東住吉三丁目5番
所沢パークホテル 1階 白峰
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第34期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.holon-ltd.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調が続いておりますが、海外経済におきましては、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱に関する影響をはじめ不透明な状況が続いております。

半導体業界におきましては、2018年よりNAND型フラッシュメモリをはじめDRAM、SSDのメモリ価格の下落が進んでおりますが、半導体製造会社大手の微細化への投資は依然旺盛であります。

このような状況のもと、当社の主力製品であるマスクCD-SEM機「Zシリーズ」、当社保有技術の核となる「電子顕微鏡カラム」を順調に出荷し、2018年11月6日に発表いたしました「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」の通り、上振れした業績予想を予定通り達成することができました。

上記の結果、当期の売上高は2,958百万円（前年同期比124.9%増）となりました。損益につきましては、営業利益811百万円（前年同期比568.7%増）、経常利益811百万円（前年同期比602.7%増）及び当期純利益564百万円（前年同期比348.4%増）となりました。

売上高実績内訳

セグメントの名称	売上高	前年同期比
電子ビーム関連	千円 2,958,735	% 224.9
合計	2,958,735	224.9

(2) 設備投資等の状況

特筆すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① CD-SEMの性能向上

当社の主力製品であるフォトマスク用CD-SEMは、半導体の大規模生産に使われているフォトマスク上に描いた電子回路図（パターン）の微小線幅を計測する装置です。

フォトマスク上のパターンを光でシリコンウェハにパターン転写（リソグラフィ）してICチップを製造しますが、分解能を向上させるためこれまではArFエキシマレーザー（波長193nm）が使用されてきました。しかし、高集積度と生産性向上のためにパターン線幅の微細化は急速に進んでおり、リソグラフィではArFエキシマレーザーの波長が限界にきております。

この問題は半導体業界において十数年前から取り上げられ、パターンをウェハ上へ電子ビームを使用して直描画する方法や、パターンの型（モールド）を作ってウェハに押す方法でパターン転写するナノインプリントリソグラフィ（NIL）が開発されました。そして従来のフォトマスクによるパターン転写の延長である極端紫外線と呼ばれる非常に短いEUV光（波長13.5nm）を用いたリソグラフィが主流になり量産レベルに達してきました。

EUVマスクは従来のフォトマスクと比べ材質や、パターン線幅、高さなどが異なっているため、計測精度、速さ、検査項目なども厳しく要求されています。そのため、顧客に満足していただけるよう更なる性能向上とアプリケーションの多様化に努めることが課題であると考えております。

② 新機種の開発

当社顧客におきましてもEUV露光装置の導入が開始され、半導体製造プロセスの見直しが必要になってきており、従来使われていない工程で使用する装置の開発も検討されています。当社に対しても新機種の装置開発依頼の相談があることから、長年の課題である単一製品の受注変動に起因する売上高の不安定要因を解消する絶好のチャンスと受取り、協力会社と共同で開発に取り組んでおります。

③ 人材の育成

半導体業界は活況で、CD-SEMの受注は好調に推移しております。このような状況のもと、当社におきましても、短期間の製造、納入に対応するために製造部員の技能向上が急務になっております。これまでは組み立て、調整など担当部員を決めて装置の製造を行っていましたが、より幅広い分野の技術、技能を各部員が習得することで製造現場及び納入現場での作業効率を上げ、一人当たりの売上げアップに貢献ができるよう全社を挙げて取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 31 期 2016年 3 月期	第 32 期 2017年 3 月期	第 33 期 2018年 3 月期	第34期(当期) 2019年 3 月期
売 上 高 (千円)	1,506,165	959,271	1,315,752	2,958,735
経 常 利 益 (千円)	187,302	129,591	115,435	811,217
当 期 純 利 益 (千円)	134,768	109,628	125,894	564,466
1株当たり当期純利益 (円)	40.34	32.82	37.69	168.99
総 資 産 (千円)	1,873,109	2,079,093	2,138,281	3,375,522
純 資 産 (千円)	990,884	1,083,810	1,192,948	1,740,307

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

2018年5月14日から2018年6月22日までの期間に株式会社エー・アンド・デイが行った当社株式に対する公開買付けの結果、2018年6月29日付で同社が当社の親会社となりました。

同社は当社の株式を1,703,600株（議決権比率51.0%）所有しております。

また、当社は同社から従業員2名を当社取締役として派遣を受けております。

(7) 主要な事業内容

電子ビームを応用したマスク上の微細パターン高精度寸法測定・検査装置の開発・製造・販売。

(8) 主要な事業所

本 社 埼玉県所沢市
韓 国 支 店 京畿道城南市盆唐区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
45名	4名増	44.7歳	8.5年

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役3名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	86,500千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	44,900千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	26,676千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	24,990千円

(11) その他の会社の現況に関する重要な事項

当事業年度において、その他の関係会社であった、株式会社エー・アンド・デ
イは、当社普通株式の公開買付けにより2018年6月29日付けで当社の親会社とな
っております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,340,500株（自己株式319株を含む）
- (3) 株主数 2,618名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エー・アンド・デイ	1,703,600	51.00
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	61,775	1.85
松井証券株式会社	52,400	1.57
富加津竜馬	32,200	0.96
神林忠弘	31,000	0.93
井上宏	25,500	0.76
日本証券金融株式会社	24,400	0.73
安達正造	24,000	0.72
柴田将弥	18,000	0.54
新田純	16,400	0.49

(注) 持株比率は自己株式(319株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	張 皓	
取 締 役	大 島 道 夫	統括部長
取 締 役	菅 野 明 郎	総務部長
取 締 役	朴 雪 鍾	営業部長
取 締 役	澤良木 宏	株式会社エー・アンド・デイ第2設計開発本部第14部長
取 締 役	池 端 整	株式会社エー・アンド・デイ第2設計開発本部第13部長
取 締 役	井 上 脩 二	有限会社ヴィヴィテック取締役
常 勤 監 査 役	柳 原 香 織	
監 査 役	齊 藤 秀 一	
監 査 役	齋 藤 正 祐	アドバンストシステムズ株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち、井上脩二氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、齊藤秀一及び齋藤正祐の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役齊藤秀一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 当期中における役員の異動は次のとおりです。

退任

2018年6月27日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、取締役新田 純氏が任期満了により退任いたしました。

就任

2018年6月27日開催の第33回定時株主総会において、朴 雪鍾、池端整及び井上脩二の各氏が取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	53,086千円 (1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,000千円 (4,500千円)
計	11名	62,086千円

(注) 上記には、役員賞与23,367千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役井上脩二氏は有限会社ヴィヴィテックの取締役であります。当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役齋藤正祐氏はアドバンスシステムズ株式会社の代表取締役であり、当社と同社との間にはシステム開発の取引があります。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	井上脩二	就任後開催の取締役会には、8回中8回に出席し、業界における豊富な経験、専門的な知識等をもとに適切な発言を行っております。
監査役	齋藤秀一	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議論を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	齋藤正祐	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議論を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行し、名称をアーク有限責任監査法人に変更します。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 11,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11,000千円 |

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人明治アーク監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

明治アーク監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、明治アーク監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、明治アーク監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額とする。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集さ

れる株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、法令及び定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を負っています。取締役会は、取締役会において決定した内部統制システムに関する基本方針に従い、取締役が適切に内部統制システムを構築し、それを運用しているかを監督する義務を負っています。
- ②取締役は、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることになっています。
- ③取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備しています。

(2) その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ①取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法は、文書管理規程に従い情報を適切に保存及び管理しています。
- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性及びその回避策等を審議しています。
 - 2) 当社は、当社の経営上のリスクの評価及び未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めたリスクマネジメントポリシー及びリスクマネジメント規程を制定・施行しています。
- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、各取締役の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌及び指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）を行うとともに、経営情報の迅速かつ適正な把握に努めています。
- ④使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、内部監査部門による使用人が行う業務の適正、有効性の検証のみに止まらず、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法及び是正措置を実施するため、コンプライアンス規程を改定・施行しています。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役が十分な監査が行われるために必要な体制を要望した場合には、取締役は当該体制を整備しています。
- 2) 当該使用人は、取締役の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとしています。

②取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役への報告を行っています。
- 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果について、監査役への報告を行っています。
- 3) 監査役に報告を行った者は、その報告を行ったことを理由に不利益な取り扱いを受けないものとしています。

③監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しています。

④その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深めています。

(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して従来どおり、関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしています。

②当社は、コンプライアンス規程に基づき、社長を責任者として、反社会的勢力及び団体から不当、不法な要求に屈しない社内体制を構築しています。さらに、このような団体、個人から不当、不法な要求を受けた場合、速やかに警察等外部機関と連携し、関係部署が連携、協力して組織的に対応します。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①会計基準その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程の整備により適正な会計処理を行っています。
- ②経営資源（人、物、金、情報）を有効に活用するために、社内外の情報が迅速かつ適切に伝達される仕組みを構築しています。
- ③業務プロセスにおいてリスクマネジメントを徹底すると同時に、効率的で透明性のある内部統制の体制を構築しています。
- ④一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的を実施し、業務の改善を継続的に行っています。
- ⑤財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、有効かつ適正な内部統制報告書を作成し、関係箇所に提出しています。
「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」を前提としています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務分掌を明確化し各部門間の内部牽制体制が機能する仕組みを整備しております。また、統制手段としては社内規程等の整備を図り、適正な運用管理を行うとともに、経営企画室が会計監査人、監査役と連携して逐次監査を実施しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を、1株当たり当期純利益については四捨五入、それ以外については切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,938,897	流動負債	1,410,304
現金及び預金	1,117,218	支払手形	37,072
受取手形	3,476	電子記録債務	280,079
電子記録債権	143,856	買掛金	387,593
売掛金	651,633	1年内返済予定の長期借入金	85,556
仕掛品	826,481	リース債務	6,778
原材料	125,770	未払金	72,169
前払費用	3,171	未払費用	27,566
未収還付消費税等	61,649	未払法人税等	202,367
未収還付法人税等	3,734	前受金	246,240
その他	1,905	預り金	6,405
固定資産	436,624	賞与引当金	30,794
有形固定資産	269,052	製品保証引当金	26,018
建物	30,646	その他の	1,663
構築物	193	固定負債	224,910
機械及び装置	8,572	長期借入金	97,510
車両運搬具	0	リース債務	20,553
工具、器具及び備品	147,742	退職給付引当金	106,847
土地	57,774	負債合計	1,635,214
リース資産	24,123	(純資産の部)	
無形固定資産	58,739	株主資本	1,740,307
ソフトウェア	40,152	資本金	692,361
ソフトウェア仮勘定	18,587	資本剰余金	163,754
投資その他の資産	108,832	資本準備金	163,754
投資有価証券	1,276	利益剰余金	884,650
繰延税金資産	29,504	利益準備金	5,010
敷金及び保証金	73,722	その他利益剰余金	879,639
その他	4,330	繰越利益剰余金	879,639
		自己株式	△458
資産合計	3,375,522	純資産合計	1,740,307
		負債及び純資産合計	3,375,522

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,958,735
売 上 原 価	1,493,848
売 上 総 利 益	1,464,886
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	653,167
営 業 利 益	811,719
営 業 外 収 益	876
受 取 利 息	41
為 替 差 益	503
そ の 他	331
営 業 外 費 用	1,377
支 払 利 息	1,377
経 常 利 益	811,217
特 別 損 失	7,037
固 定 資 産 除 却 損	0
補 助 金 返 還 損	7,037
税 引 前 当 期 純 利 益	804,180
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	198,509
法 人 税 等 調 整 額	41,204
当 期 純 利 益	564,466

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2018年4月1日残高	692,361	163,754	163,754
事業年度中の変動額			
利益準備金の積立			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2019年3月31日残高	692,361	163,754	163,754

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越利益剰 余金				
2018年4月1日残高	3,340	333,545	336,885	△53	1,192,948	1,192,948
事業年度中の変動額						
利益準備金の積立	1,670	△1,670	—		—	—
剰余金の配当		△16,702	△16,702		△16,702	△16,702
当期純利益		564,466	564,466		564,466	564,466
自己株式の取得				△405	△405	△405
事業年度中の変動額合計	1,670	546,093	547,764	△405	547,358	547,358
2019年3月31日残高	5,010	879,639	884,650	△458	1,740,307	1,740,307

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品及び原材料

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年

工具、器具及び備品 2～8年

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、製品組込ソフトウェアについては有効期間(3年以内)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
製品保証引当金	製品の無償補修費用の支出に備えるため、保証期間内の無償補修費用見積額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段・・・為替予約取引
- ・ヘッジ対象・・・外貨建営業債権及び外貨建予定取引に係る為替変動リスク

③ヘッジ方針

将来の為替変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的として為替予約を行っております。

なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判定しております。

ただし、振当処理による為替予約取引に関しては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

3. 表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物	30,646千円(帳簿価額)
土地	57,774千円(帳簿価額)
計	88,420千円(帳簿価額)

② 担保付債務

1年以内返済予定の長期借入金	33,020千円
長期借入金	53,480千円
計	86,500千円

(2) 資産から控除した減価償却累計額

有形固定資産	362,334千円
建物	126,313千円
構築物	526千円
機械及び装置	14,687千円
車両運搬具	313千円
工具、器具及び備品	203,380千円
リース資産	17,113千円

(3) 関係会社に対する金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債務	6,501千円
--------	---------

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 研究開発費の総額
 一般管理費に含まれる研究開発費 114,585千円
- (2) 関係会社との取引高
 仕入高 23,020千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,340,500	—	—	3,340,500

- (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	78	241	—	319

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数 241株は、単元未満株式の買取による増加であります。

- (3) 新株予約権等に関する事項
 該当事項はありません。

- (4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	16,702	5	2018年3月31日	2018年6月28日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	50,102	15	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	9,379千円
製品保証引当金	7,925千円
原材料評価減	2,198千円
減価償却超過額	4,075千円
退職給付引当金	32,544千円
減損損失	42,071千円
その他	20,619千円
繰延税金資産小計	<u>118,813千円</u>
評価性引当額	89,309千円
繰延税金資産合計	<u>29,504千円</u>

繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

投資その他の資産_繰延税金資産 29,504千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行からの借入による方針です。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に開発投資に係る資金調達です。

また、営業債務は流動性リスクに、借入金は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

デリバティブ取引は、主に外貨建営業債権及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であり、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門が決裁者の承認を得て実行しております。デリバティブ取引については、取引相手先を一定の格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

なお、ヘッジ会計に係るヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前述の「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「(6)ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の期末決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、事項に含めておりません（(注2)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,117,218	1,117,218	—
② 受取手形	3,476	3,476	—
③ 電子記録債権	143,856	143,856	—
④ 売掛金	651,633	651,633	—
⑤ 支払手形	(37,072)	(37,072)	—
⑥ 電子記録債務	(280,079)	(280,079)	—
⑦ 買掛金	(387,593)	(387,593)	—
⑧ 短期借入金	(—)	(—)	—
⑨ 未払金	(72,169)	(72,169)	—
⑩ 長期借入金(※)1	(183,066)	(182,039)	1,026
⑪ デリバティブ取引(※)3	—	—	—

(※)1 ⑩長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(※)2 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(※)3 ⑪デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金、⑤支払手形、⑥電子記録債務、⑦買掛金、⑧短期借入金、及び⑨未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑩ デリバティブ取引

時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。
(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,276

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積もるには、過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
長期借入金	85,556	56,676	40,834	—	—

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 521円02銭
(2) 1株当たり当期純利益 168円99銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	564,466千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	564,466千円
普通株式の期中平均株式数	3,340,323株

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

12. その他の注記

持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ホロン
取締役会 御中

明 治 ア ー ク 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 島 徳 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 岡 宏 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホロンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社ホロン	監査役会			
常勤監査役	柳原香織	Ⓜ		
社外監査役	齊藤秀一	Ⓜ		
社外監査役	齋藤正祐	Ⓜ		

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円 総額50,102,715円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役柳原香織、齊藤秀一の両氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式 の 数	会社との 特 別 の 利 害 関 係
1	やなぎはら かおり 柳原香織 (1949年1月22日生)	1970年4月 東光株式会社入社 2002年5月 同社退社 2002年8月 当社入社 2006年4月 当社設計部長 2010年3月 当社退社 2010年6月 当社監査役 現在に至る	—	なし
2	さいとう ひでかず 齊藤秀一 (1945年5月21日生)	1970年4月 日本電子株式会社入社 1982年6月 同社退社 1982年7月 株式会社エリオニクス 入社 1986年12月 同社退社 1987年2月 株式会社アプロ入社 2001年8月 同社代表取締役社長 2009年2月 同社顧問 2010年7月 同社退社 2012年6月 当社監査役 現在に至る	—	なし

(注) 1. 責任限定契約について

候補者柳原香織氏及び齊藤秀一氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

2. 候補者齊藤秀一氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について

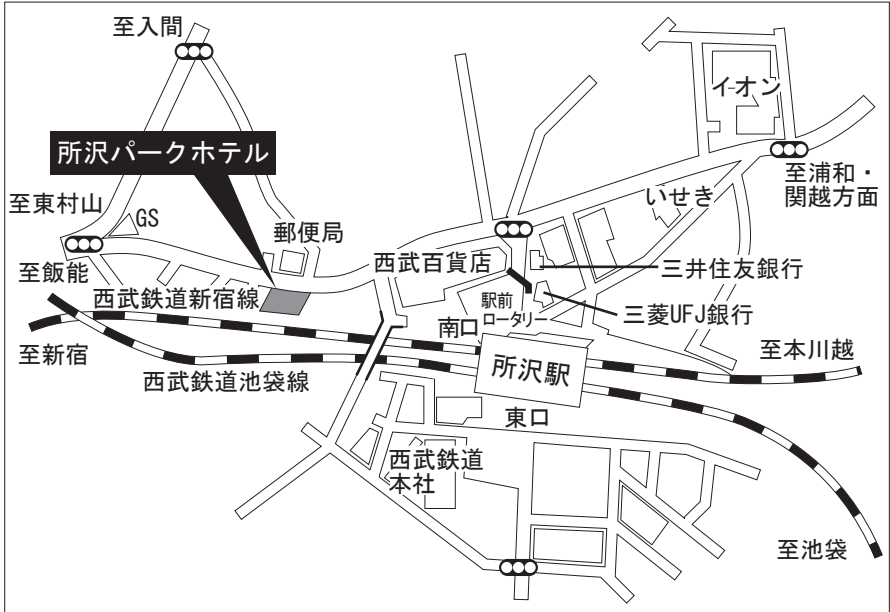
齊藤秀一氏は株式会社アプロの代表取締役社長を長年務められ、企業経営者として豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって7年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県所沢市東住吉三丁目5番
所沢パークホテル1階 白峰
電話：04-2925-5111



交通のご案内

西武新宿線・池袋線「所沢駅」南口より徒歩3分